

2009年11月9日

賃料増額確認請求訴訟の和解成立のお知らせ

平成21年6月18日付「訴訟の中間判決に関するお知らせ」にて開示いたしました、当社を被告とするオフィスビルの賃料増額確認請求訴訟に関し、今般、和解が成立いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 和解の行われた裁判所及び日付

東京地方裁判所 平成21年10月29日 (和解調書到達日 平成21年10月30日)

2. 和解の相手方

- | | |
|-----------|------------------|
| (1) 商号 | 森トラスト株式会社 |
| (2) 本店所在地 | 東京都港区虎ノ門二丁目3番17号 |
| (3) 代表者 | 代表取締役 森 章 |

3. 訴訟の提起から和解に至るまでの経緯

当社は、丸の内トラストタワーN館（東京都千代田区丸の内一丁目8番1号）7,840m²を対象とし、賃借期間を平成16年7月1日から平成21年6月30日までの5年間とする定期借家契約を、森トラスト株式会社を貸主、当社を借主として締結し、本社事務所として使用しておりましたが、当社と森トラスト株式会社との間で、賃料に関する見解の相違が生じ、同社が東京地方裁判所において、当社を被告とする賃料増額確認請求訴訟を提起するに至りました。その後、中間判決を経て、裁判所から双方に対し和解勧告がなされ、平成21年10月29日に双方が勧告を受諾する意向を表明し、和解が成立しました。

その結果、当社は相手側に認められた賃料に関する増額差額金及び金利分に消費税を加えた484百万円を、森トラスト株式会社に支払うこととなりました。

4. 業績に与える影響

当社は、本日発表の平成22年3月期第2四半期決算において、訴訟損失引当金470百万円を計上済みであり、今回の和解による平成22年3月期の業績予想に対する影響は軽微であります。

以上

<本件に関するお問い合わせは、下記までお願い致します。>

住友林業株式会社

コーポレート・コミュニケーション室 松家

TEL：03-3214-2270

FAX：03-3214-2272